

Ⅲ 介護支援取組助成金

仕事と介護の両立支援に関する取組を行った事業主に対して助成金を支給するものであり、仕事と介護の両立支援の推進を目的としています。

対象となる措置

本助成金は、以下の「対象となる事業主」に該当する事業主が、仕事と介護の両立に関する次の1～3のすべてを実施した場合に受給することができます。

1 労働者の仕事と介護の両立に関する実態把握

平成27年4月1日以後に、次の(1)～(3)を満たす実態把握の取組をすること

- (1) 厚生労働省が指定する調査票に基づきアンケート調査を実施(※1)すること
- (2) アンケートの回収率が3割以上または回収数が100以上であること
- (3) アンケート結果を集計し所定の様式にとりまとめること。

※1 調査対象は原則として雇用する雇用保険被保険者全員です。ただし、雇用保険被保険者が100人以上の事業主は、少なくとも100人以上の雇用保険被保険者を調査対象としてください。

2 介護に直面する前の労働者への支援

平成28年4月1日以後に、次の(1)、(2)を実施すること

- (1) 厚生労働省が指定する資料に基づく、人事労務担当者等による研修の実施(※2)
- (2) 厚生労働省が指定する資料に基づいた周知

※2 研修実施後は研修結果を所定の様式に記録してください

3 介護に直面した労働者への支援

平成27年4月1日以後に、次の(1)および(2)の取組をすること

- (1) 仕事と介護の両立に関する相談窓口(※3)を設置すること
- (2) 厚生労働省の指定する資料により相談窓口を周知すること

※3 相談窓口は必ずしもすべての事業所に設置されている必要はありませんが、すべての事業所の労働者が相談できる体制になっていることが必要です。

対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、次の要件を満たすことが必要です。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット7～8ページ)のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないこと。

そのうち特に次の点に留意してください。

上記「対象となる措置」のすべての措置の実施状況等を明らかにする書類を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること。

2 休業制度等の規定

「育児・介護休業法」第2条第2号の「介護休業制度」および同法第23条第3項の「介護のための短時間勤務制度等」について、労働協約または就業規則に規定していること。

- 3 仕事と家庭の両立支援についての取組を紹介するサイト「両立支援のひろば」に介護休業関係の取組を登録していること。

注意 次のいずれかに該当する場合には支給対象となりません。

- 1 支給申請日の前日から起算して過去1年間において、「育児・介護休業法」「次世代育成支援対策推進法」「男女雇用機会均等法」「パートタイム労働法」「女性活躍推進法」の重大な違反があることにより、助成金を支給することが適切でないと認められる場合
なお、「育児・介護休業法」の重大な違反については、支給決定までの間に行われたものを含む
- 2 支給申請時点で「育児・介護休業法」に違反し、同法第56条に基づく助言または指導を受けたが是正していない場合

支給額

1事業主あたり1回限り60万円が支給されます。

受給手続

本助成金を受給しようとする事業主は、「対象となる措置」のすべての取組を完了した日の翌日から起算して2か月以内に、「両立支援等助成金（介護支援取組助成金）支給申請書」に必要な書類を添えて（※4）、管轄の労働局雇用環境・均等部（室）へ支給申請してください。

※4 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

利用にあたっての注意点

- 1 本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD～Fにご留意ください。
- 2 本助成金の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局の雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。